

令和7年度NHK歳末たすけあい2次配分及び

神戸ヤクルト販売歳末たすけあい運動協賛金寄付金 要領

1. 配分対象施設

- (1) 障害者総合支援法に規定される「障害福祉サービス事業所」及び「地域活動支援センター」
- (2) 児童福祉法に規定される「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」を実施する施設

上記施設のうち、次の全てに該当する施設

- ① 民間（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社等は除く）による運営であること
- ② 施設の定員が25人以内であること
※ 地域活動支援センターについては、定員数による制限はないものとします。
- ③ 活動実績が2年以上あること
- ④ 当施設及び同法人が運営する別施設が、令和4年度～6年度にNHK歳末たすけあいによる配分を受けていないこと
- ⑤ 令和7年度に他の民間助成団体から10万円以上の助成を受けていないこと
※ 申請中で、令和8年1月1日の時点で助成が決定していないものは除きます。
ただし、配分決定後に他の民間助成団体から助成が決定した場合は、申請内容を勘案し、決定の取り消しまたは配分を減額することがあります。
※ 社会福祉協議会からの助成は除きます。ただし、令和7年度中に共同募金配分金を財源とした助成を受けた場合は、申請内容を勘案し、配分を減額することがあります。

2. 配分対象事業の要件・受配要望額

(1) 配分対象事業の要件

- ① 公的資金等、他の財源で実施することができないこと
- ② 令和8年5月末日までに完了すること
※ 事業実施年度（令和7～8年度）は問いません。

(2) 配分対象事業の内容・受配要望額

下記の①～⑤のうち、いずれか1つの項目を選択してください。

※ 受配要望は1法人につき1施設1事業のみといたします。

※ 複数物品の購入の受配要望において、物品に関連性が認められない場合、兵庫県共同募金会の審査において減額する場合があります。

配分対象事業の内容	R7受配要望額
① 施設が使用する車両の購入	70万円以内
② 就労支援や介護・療育に使用する機器・備品等の整備 (就労支援事業で運営する店舗で使用する機器・備品、介護用リフト、車椅子、療育で使用する玩具等)	50万円以内
③ 利用者の活動スペースの環境整備・工事 (冷暖房機器の設置工事、トイレ等の修繕工事等)	40万円以内
④ 利用者の活動スペースの備品の購入 (空気清浄機、テーブル、カーテン等)	20万円以内
⑤ パソコン、プリンター等OA機器の購入 (リモート周辺機器、利用者の技能習得のためのOA機器導入も含む)	10万円以内

(3) 受配要望額と自己負担額について

- ① 受配要望額は、1万円単位の額とし、端数は切り捨てます。
- ② 自己負担額は、総事業費の1割以上とします。

(4) 車両の購入について

- ① 車両購入は、法人による登記が可能な施設に限ります。
- ② 車両本体価格を対象とします。
(車両購入における追加オプション代、登録諸経費は対象事業費に含みません)
- ③ 車両には、本会が指定した方法で受配標識を表示していただきます。
(受配標識の表示にかかる費用については、対象事業費として計上可能です)
- ④ 中古車は対象外とします。

(5) OA機器の購入について

- ① 原則としてハードウェアの本体価格を対象とします。
(別売のソフトウェアやインターネット接続工事費等は含みません)

3. 提出書類

- (1) 令和7年度NHK歳末たすけあい 受配要望書
- (2) 業者発行の見積書コピー (複数社)

※留意事項 ①見積書は必ず法人名だけではなく、施設名で徴してください。
②在庫・価格の変動の激しい時期のため、配分金送金前に改めて購入決定業者(1社)から見積書を徴してください。
③リサイクル品は、配分金送金前に対象物品が購入できなくなる可能性があるため、対象外とします。

- (3) 医療法人については、①定款の写し、②法人全体の「財産目録」、「貸借対照表」及び「損益計算書」、③施設単体での収支状況が分かる資料

4. 提出先 施設所在地の共同募金委員会

5. 配分決定方法・決定時期

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 配分委員会の審査により決定し、令和8年3月中旬に通知します。

6. その他留意事項

- (1) 受配要望には、施設所在地の市区町共同募金委員会会長の推薦が必要となります。
- (2) 受配要望額は、人件費、交通費、食費への充当は不可といたします。
- (3) 事業費の支払いは、配分金の着金後に行ってください。
着金前に支払いを行った場合は配分を取り消します。
- (4) 配分金により実施した事業は、受配PRを必須といたします。
(受配ラベル貼付・車両受配表示はPRに含みません)
- (5) 5月末日までに事業が完了できない場合、事業を中止した場合、及びこの要領に違反したときは、決定を取り消し、配分金の返還を求めます。